

### 太白区のKさんからの お手紙

契約者からお手紙を寄せられることがあり、活動の支えになっているそうです。率直な思いが綴られている、仙台市太白区のKさんからのお手紙をご紹介します。

**2015年** 子供に恵まれなかった私共夫婦の心配の種は、老後必ず訪れる葬式・病気・認知症、そして孤独死やあれこれです。近くに兄弟や姪がおりましても、気軽にお願い出来ることとは違います。どうしたらよいのか術も無く、心に重くのしかかっておりました。

そんな時、シニアパートナーズさんの家族代わりの支援をする「頼れる家族」のを知り、こんな素晴らしいものがあるのだろうかと思いが震えるほどでした。直ぐに資料請求をして、市民センターでの説明会で皆様の人柄に触れ、「大丈夫、安心できる場所だ」と納得し、全てを託してお世話して頂こうと決心いたしました。もうこれからは何も心配することは、なくなったのです。

**2018年** いつも温かくお見守りくださりまして、ありがとうございます。

あれほど心配し、悩み苦しんだ事々、「誰が葬儀をやってくれるのか」「病気になった時、どなたに助けを求めたら…」「認知症になった時はどうしたら…」といった不安や心配事が一気に吹き飛んでしまったかのようです。

自宅訪問の見守りでは、口下手な私たちも訪問していただくに連れて、言わなくてもよい話までしてしまうようになりました。団体旅行の緊急連絡先になってもらったり、脳梗塞により救急搬送された時も入院時の身元引受人になっていただき、遺言や尊厳死の手続きもお手伝いいただきました。私たちは、もう二人きりではないんだ！シニアパートナーズさんがいつも後ろ盾になってくださると思うだけで、安心して生きることが出来ます。本当に感謝です。

ぜひ、大勢の皆様をお見守りくださいますようお願い申し上げます。

**2022年** いつも心の支えとなりお護り下さりましてありがとうございます。代表、最後のご挨拶がございませぬ。

シニアパートナーズの職員皆さんに秘密にしておりましたが、私はどうも末期ガンのようです。最近、強い痛みと戦っておりました。8月18日MRIをとる事になっていて、おそらくすぐ入院になると思っておりますが気になるのは八十八才になる高齢の主人の事です。主人は健康に自信があるのですが、高齢の為あれこれ分からない事が多々出て来て一人で家に残す事が心配でなりません。施設入居を勧めたのですが絶対いやだと申します。食事の件は一応、宅配食を手配しておりますが心配でなりません。どうか代表が適当と思われる施設への入居(すぐでなくてもよいです)させて下さいます様お願い申し上げます。

私の葬儀の件ですが家族葬にして慎ましく、それでもお花を一杯飾って頂きたく存じます。香典返しは00のお茶と00のお菓子を使って下さいませ。なおらいの食事は00の法要膳。それとお引出物と云うのでしょうか。これもコーヒー店(名前が出て来ませんがコーヒーカップの美しい所)のコーヒーと五千円の商品券をご用意して頂きたいのです。

色々ご迷惑をおかけする事になりますますが頼みは鈴木代表しかおりませぬので何卒よろしくお願い申し上げます。

それからわずかばかりの預貯金を主人にまかせてよいものかと不安です。どうぞ御相談に乗ってくださいませ。

追伸 お金がかさんでもかまいませんので安否確認を月一回ではなく増やしていただければ幸いです。

一般社団法人 シニアパートナーズ  
法定後見人等受任・任意後見契約件数  
合計245件(令和5年6月末現在)  
内訳は、後見62件、保佐18件、補助4件、任意後見契約161件



## 高齢者の心配ごとを 成年後見人等として 解決へ

## 成年後見制度によって守られていて、たくさんいることを知ってください。

「震災で家族を失い、途方に暮れている人たちの力になりたい」。そんな思いから設立されたシニアパートナーズが、10周年を迎えました。成年後見制度の普及に取り組み、その必要性を痛感させられているという鈴木佳寿代表理事に話をうかがいました。

**Q 10年間での実績や感じられたことなどは?**  
これまでに法定後見人として受任した件数が82件、任意後見契約が157件になります。多くの方と接してきて、成年後見制度によって守られている人がたくさんいるということを痛感しています。たとえば、認知症のため金銭搾取をされたり暴力を受けたり、介護放棄で外に出された状態で発見されるなど、

「保護」しなければならぬ方がいます。市町村を通じるなどして、当法人がそうした方々を支援することも増えています。

**Q 独自の「頼れる家族」について教えてください。**  
任意後見契約をベースに、24時間・365日体制での「見守り」、さらに「死後事務」をプラスしたものです。認知症や病気で判断能力が衰えた場合に始まる業務、それから亡くなった直後に始まる業務があり、移行しながら支援を続けていきます。お手紙をくださった太白区のKさんも、契約者のお一人です。昨春秋に亡くなられましたが、ご本人の希望通りにさせていたいただいて、必要とされている仕事だなど感じる事が出来ました。

**Q 法人として業務に当たっていますが、どんなメリットがありますか?**  
契約者の方が施設や自宅から救急搬送された時に24時間体制で電話を受けられるようにするには、個人では限界があります。また、私に何かあったとしても、法人として業務がしっかりと継続されます。

**Q 仙台市の契約者が多いそうですね。**  
任意後見契約に限りまして約半分が仙台圏、その次に多いのが石巻市です。問い合わせも増えており、6月だけで4名の方と契約に至りました。シルバernetの読者からも、問い合わせをいただいています。「8年前の記事を見て」という方から、最近お電話をいただいたりもしています。

**Q 最後に何か一言。**  
成年後見制度によって守られている人が、たくさんいるということをぜひ知っていただきたい。また、面倒な手続きや財産の管理などは、身内の方の大きな負担になることがあります。そういったことは後見人に任せていただき、お体や心のことをといたった身内の方にしかできないことに専念していただくという方法もお勧めしたいです。

契約者の方とは、長いお付き合いになります。いろいろなことが起きますが、私たちは絶対に見放さないという気持ちでやってきました。今後、そのつもりでおります。

**《取材を終えて》**  
任意後見制度は、認知症などで判断能力が不十分になった時のために、後見人を決めておくというもの。特にお子さんがいない方や一人住まいの方、兄弟や親戚に負担をかけたくないといった方にとつて助かる制度です。一方で、成年後見制度に疑問を投げかけるような報道があるのも事実。しかしながら、一生懸命やられている後見人がいて、救われている方がたくさんいることを改めて実感させられました。

高齢化が進む中で成年後見制度の申立件数は、約4万人(2021年)と増加傾向にあります。しかし認知症患者数に対する成年後見制度の利用者の割合は、わずか4%弱。制度の普及は、まだまだこれからです。

### 任意後見契約等「頼れる家族」の支援内容 (一部抜粋)

<b>第1 事務(財産管理)委任契約</b> 財産管理・身上監護・生活支援 《支援内容の例》 ・定期見守り訪問、お電話等による安否確認 ・施設への入所、病院への入院等契約、支払い手続き(身元引受人としての手続) ・手術立会や入院時の同行等 ・財産管理、保存 ・福祉事業者との連携による身上監護 ・介護保険の申請手続き ・納税、公共料金等支払い手続き ・役所、年金事務所等への手続き、年金等収入管理 ・その他、様々な生活支援 《事務(財産管理)委任契約中の費用》 ●定期見守り訪問、電話による安否確認 月額 3,300円 ※財産管理(施設や病院への支払い代行等)が必要な場合、プラス 22,000円 ●生活支援 1時間当たり 4,180円 ※1回2時間以上(19:00~翌8:00迄)は 5,500円 ●交通費 1キロ当たり 55円	<b>第2 任意後見契約発効</b> 全ての財産管理・身上監護 《支援内容の例》 事務(財産管理)委任契約に下記の内容が加わります。 ・家庭裁判所へ監督人選任の申し立て ・月一回程度の訪問 ・財産の処分(重要な財産処分には後見監督人の許可が必要) ・訴訟行為に関する事項の代理 《任意後見契約発効後の費用》 ●任意後見報酬 月額 38,500円~ ※その時のご自身の状況により変動する場合があります。	<b>第3 死後事務委任契約発効</b> 死後に必要な事務執行 《支援内容の例》 ・身元の引受 ・親族への連絡や身辺整理 ・葬儀社の手配 ・医療費や施設費等の精算 ・公共料金支払や停止手続 ・相続財産の引渡し
--	--	---

### イベント告知枠

ヨコ112×タテ37ミリ